

議案第 55 号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成 15 年静岡市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

介護老人保健施設変更許可申請 (構造設備の変更を伴うものに限る。)	1 件につき 33,000円
--------------------------------------	----------------

を

」

「

介護老人保健施設変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1 件につき 33,000円
介護医療院開設許可申請	1 件につき 63,000円 (更新の場合は20,000円)
介護医療院変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1 件につき 33,000円

に

」

改め、同表備考を削る。

別表第 5 中

「

一般廃棄物処理施設設置者の合併又は分割の認可申請	73,000円
--------------------------	---------

を

」

「

一般廃棄物処理施設設置者の合併又は分割の認可申請	73,000円
--------------------------	---------

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請	147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更認定申請	134,000円

に、

「

使用済自動車の破砕業の事業の範囲の変更許可申請	75,000円
-------------------------	---------

を

「

使用済自動車の破砕業の事業の範囲の変更許可申請	67,000円
-------------------------	---------

に

改める。

別表第8中

「

砂利の採取計画の認可申請	37,700円
砂利の採取計画の変更認可申請	17,000円

を

「

砂利の採取計画の認可申請	33,900円
砂利の採取計画の変更認可申請	15,000円

に

改める。

別表第9中

「

	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	530,000円	
	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	830,000円

規則 (昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,010,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,120,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,420,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	3,880,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,100,000円
	危険物の貯蔵最大	6,290,000円

		数量が40万キロリットル以上のもの		
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,130,000円	を
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,340,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,500,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,830,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,140,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,350,000円	

<p>「規則」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>	<p>リットル以上1万キロリットル未満のもの</p>	
	<p>危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの</p>	<p>1,200,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの</p>	<p>1,520,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの</p>	<p>1,780,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの</p>	<p>4,070,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの</p>	<p>5,340,000円</p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの</p>	<p>6,490,000円</p>

浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1,180,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1,410,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1,580,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1,940,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	2,260,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	4,550,000円
	危険物の貯蔵最大	5,820,000円

に、

	数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円
岩盤タンクに係る 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	5,930,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	7,470,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	10,900,000円

」

「

基礎・ 地盤 検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク	540,000円

			貯蔵所	
			危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	700,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	920,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1,040,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1,600,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1,820,000円

		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	2,030,000円	
	溶接 部検査	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	490,000円	
		危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所	630,000円	を
		危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	990,000円	
		危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1,310,000円	
		危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ	1,720,000円	

		ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	
		危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	3,320,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	4,060,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	4,650,000円
岩 盤 タ ン ク 検 査		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル未満の屋外 タンク貯蔵所	9,100,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上50万キ ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所	12,400,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリ ットル以上の屋外	17,000,000円

タンク貯蔵所

基礎・ 地盤 検査	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	420,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所	560,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	730,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	960,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の	1,090,000円

		特定屋外タンク貯蔵所		
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円	
	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	530,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	680,000円	に、
		危険物の貯蔵最大	1,030,000円	

		数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	
		危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1,410,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	1,780,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	3,430,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所	4,190,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ	4,800,000円

			ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所	
		岩 盤 タ ン ク 検 査	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル未満の屋外 タンク貯蔵所	9,320,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上50万キ ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所	12,600,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリ ットル以上の屋外 タンク貯蔵所	17,300,000円

」

「

法第14条の 3第1項及 び第2項の 規定に基づ く特定屋外 タンク貯蔵 所又は移送 取扱所の保 安に関する 検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩 盤タンクに係る特定屋外 タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	310,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	430,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の	720,000円

	もの		
	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	960,000円	
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1,210,000円	
	危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	2,950,000円	を
	危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	3,620,000円	
	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	4,170,000円	
岩盤タンクに係る特定屋 外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上40万 キロリットル未満 のもの	2,660,000円	
	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ	3,190,000円	

		ットル以上50万キ ロリットル未満の もの	
		危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリ ットル以上のもの	4,790,000円

」

「

法第14条の 3第1項及 び第2項の 規定に基づ く特定屋外 タンク貯蔵 所又は移送 取扱所の保 安に関する 検査	特定屋外タンク貯蔵所(岩 盤タンクに係る特定屋外 タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	320,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	460,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	750,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1,020,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ	1,300,000円

		ロリットル未満のもの		に、
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	3,150,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	3,870,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	4,460,000円	
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	2,690,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	3,230,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	4,830,000円	
		火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬	41,000円	

類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査

を

火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査

41,000円

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可申請

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)

処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。)が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備

31,000円

処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備

54,000円

処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備

68,000円

処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備

86,000円

処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メ

110,000円

	一トル未満の設備	
	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	140,000円
	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	220,000円
	処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	340,000円
	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	560,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メ	16,000円

	一ト未満の設備	
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円
	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者	冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	36,000円
	冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	54,000円
	冷凍能力が300ト	68,000円

		ン以上1,000トン未満の設備	
		冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	87,000円
		冷凍能力が3,000トン以上の設備	110,000円
高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可申請	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移动式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合）にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下同じ。）に比して200立方メートル未満増加する場合	26,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	39,000円

変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して1,000 立方メートル以上 5,000立方メー トル未満増加する場 合	57,000円
変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して5,000 立方メートル以上 2万5,000立方メ ートル未満増加す る場合	61,000円
変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して2万 5,000立方メー トル以上10万立方メ ートル未満増加す る場合	69,000円
変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して10万立 方メートル以上50 万立方メートル未 満増加する場合	93,000円
変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して50万立 方メートル以上	150,000円

	100万立方メートル未満増加する場合	
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合	220,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合	370,000円
	その他の場合	16,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同条第1項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	5,100円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	8,200円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000	9,200円

	立方メートル以上 5,000立方メートル未満増加する場合	
	変更後の処理容積 が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	12,000円
	変更後の処理容積 が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	14,000円
	変更後の処理容積 が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	18,000円
	変更後の処理容積 が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合	31,000円

		変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して100万 立方メートル以上 500万立方メー トル未満増加する場 合	44,000円
		変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して500万 立方メートル以上 1,000万立方メー トル未満増加する 場合	53,000円
		変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して1,000 万立方メートル以 上増加する場合	65,000円
		その他の場合	3,200円
	高圧ガス保安法第5条第 1項第2号に該当する同 項の許可を受けた者	変更後の冷凍能力 が変更前の冷凍能 力（当該変更が設 備の全部又は一部 を撤去し、当該撤 去する設備に代え て新たに設備を設 置するものである 場合にあつては、 変更前の冷凍能力 から当該撤去する	30,000円

		設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下同じ。)に比して100トン未満増加する場合	
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	38,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	55,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	62,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して3,000トン以上増加する場合	69,000円
		その他の場合	16,000円
		高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可申請	25,000円
高圧ガス保安法第19条	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合		14,000円

<p>第 1 項の規定に基づく 第 1 種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可申請</p>	<p>その他の場合</p>	<p>11,000円</p>
<p>高圧ガス保安法第20条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>当該施設に係る事業所について適用されるべき高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の 4 分の 3 に相当する額（高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 37 条の 3 第 1 項の完成</p>	

	<p>検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)</p>	
<p>高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査</p>	<p>18,750円</p>	<p>に</p>
<p>高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>当該施設に係る事業所について適用されるべき高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額(高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石</p>	

			油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査			高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額
高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく	容積300立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査		13,000円
輸入をした	容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査		21,000円
高圧ガス及びその容器の検査	容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査		27,000円
高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用し	処理容積が100立方メートル以上200立法メートル未満の設備	33,000円

特定施設の 保安検査	て高圧ガスの製造をする 者を除く。)	処理容積が200立 方メートル以上 1,000立方メー トル未満の設備	60,000円
		処理容積が1,000 立方メートル以上 5,000立方メー トル未満の設備	75,000円
		処理容積が5,000 立方メートル以上 2万5,000立方メ ートル未満の設備	95,000円
		処理容積が2万 5,000立方メー トル以上10万立方メ ートル未満の設備	120,000円
		処理容積が10万立 方メートル以上50 万立方メートル未 満の設備	150,000円
		処理容積が50万立 方メートル以上 100万立方メー トル未満の設備	250,000円
		処理容積が100万 立方メートル以上 1,000万立方メー トル未満の設備	370,000円
		処理容積が1,000 万立方メートル以 上の設備	610,000円

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,700円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	12,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	15,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	20,000円
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	22,000円
	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	31,000円
	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	47,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	64,000円

		ル未満の設備	
		処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	80,000円
		処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	95,000円
	高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者	冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	42,000円
		冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	60,000円
		冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	76,000円
		冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	95,000円
		冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000円
高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44	温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器検査又は容器再検査	内容積500リットル未満の容器	6,600円
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	16,000円
		内容積1,000リットル以上の容器	16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに

条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査			1,600円を加えた額
	繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査	内容積1リットル未満の容器	150円
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	160円
		内容積5リットル以上30リットル未満の容器	260円
		内容積30リットル以上150リットル未満の容器	320円
		内容積150リットル以上の容器	320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額
	高強度鋼容器(温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査	内容積1リットル未満の容器	140円
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	160円
		内容積5リットル以上30リットル未満の容器	210円
		内容積30リットル以上の容器	210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額
	その他の容器に係る容器	内容積1リットル	80円

	検査又は容器再検査	未満の容器	
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	110円
		内容積5リットル以上30リットル未満の容器	170円
		内容積30リットル以上150リットル未満の容器	210円
		内容積150リットル以上500リットル未満の容器	800円
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	7,100円
		内容積1,000リットル以上の容器	7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額
		高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	内容積150リットル未満の容器	24円
		内容積150リットル以上の容器	31円

条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	内容積500リットル未満の容器	21円
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	540円
		内容積1,000リットル以上の容器	1,100円
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新申請		16,000円	
液化石油ガス法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録申請		31,000円	
液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付		1通につき 630円	
液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧		1回につき 460円	
液化石油ガス法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定申請		34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
液化石油ガス法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新申請		14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安		20,000円と6,900円	

業務に係る一般消費者等の数の増加の認可申請		に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定申請	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合	80,000円
	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	110,000円
液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可申請		21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可申請		17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査		31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油

	<p>ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>液化石油ガス法第37条の4第1項の規定に基づく充填設備による液化石油ガスの充填の許可申請</p>	<p>28,000円に充填設備の数を乗じて得た額</p>
<p>液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可申請</p>	<p>17,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額</p>
<p>液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37</p>	<p>36,000円に充填設備の数を乗じて得</p>

条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査	た額
液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査	27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
液化石油ガス法第37条の6第1項の規定に基づく充填設備の保安検査	27,000円に検査に係る充填設備の数を乗じて得た額

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。